合においては、第二項各号に掲げる書類及び前項に規定する書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　［略］

二　特別事業再編債権者（特別事業再編に係る資金計画に記載された債権放棄に合意した債権者をいう。以下この項及び第四十八条第二項において同じ。）の氏名又は名称、金銭消費貸借契約証書その他の原因証書の日付及び債権に相当する金額を示す書類

三～五　［略］

六　当該事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画（第四十八条第二項において「特別事業再編に関連する再建計画」という。）に係る専門家（債権放棄を受ける事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）による調査報告書

5　［略］

（特別事業再編計画の認定）

第十八条　主務大臣は、法第二十五条第一項の規定により特別事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第五項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特別事業再編計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内（法第二十七条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。）に、申請書の正本に次のように記載した書面を添付し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に付するものとする。

「産業競争力強化法第25条第１項の規定に基づき同法第２条第13項に規定する特別事業再編を実施する者として認定する。」

2・3　［略］

合においては、第二項各号に掲げる書類及び前項に規定する書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　［略］

二　特別事業再編債権者（特別事業再編に係る資金計画に記載された債権放棄に合意した債権者をいう。以下この項及び第四十八条第三項において同じ。）の氏名又は名称、金銭消費貸借契約証書その他の原因証書の日付及び債権に相当する金額を示す書類

三～五　［略］

六　当該事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画（第四十八条第三項において「特別事業再編に関連する再建計画」という。）に係る専門家（債権放棄を受ける事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）による調査報告書

5　［略］

（特別事業再編計画の認定）

第十八条　主務大臣は、法第二十五条第一項の規定により特別事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第五項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特別事業再編計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内（法第二十七条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。）に、申請書の正本に次のように記載した書面を添付し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第25条第１項の規定に基づき同法第２条第12項に規定する特別事業再編を実施する者として認定する。」

2・3　［略］

（認定特別事業再編計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第十九条　［略］

2　［略］

3　申請書及びその写しの提出は、認定特別事業再編計画の写し（変更後の特別事業再編計画が新たに法第二条第十三項第二号ハに掲げる事業活動又は特別事業再編に係る資金計画を含むものである場合には、認定特別事業再編計画の写し及び第十七条第三項に規定する書類又は同条第四項各号に掲げる書類）を添付して行わなければならない。

4～7　［略］

（申請等の方法）

第四十条　法第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第一項及び第四十五条第一項並びに第三十三条、第三十五条、第三十六条及び前条の規定による主務大臣に対する指定申請書、認可申請書、届出書その他の書類の提出は、財務大臣又は経済産業大臣のいずれかに、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。

（実施状況の報告）

第四十八条　認定事業者は、認定計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、様式第四十八により、主務大臣に報告をしなければならない。

（削る）

（認定特別事業再編計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第十九条　［略］

2　［略］

3　申請書及びその写しの提出は、認定特別事業再編計画の写し（変更後の特別事業再編計画が新たに法第二条第十二項第二号ハに掲げる事業活動又は特別事業再編に係る資金計画を含むものである場合には、認定特別事業再編計画の写し及び第十七条第三項に規定する書類又は同条第四項各号に掲げる書類）を添付して行わなければならない。

4～7　［略］

（申請等の方法）

第四十条　法第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第一項及び第四十五条第一項並びに第三十二条、第三十四条、第三十五条及び前条の規定による主務大臣に対する指定申請書、認可申請書、届出書その他の書類の提出は、財務大臣又は経済産業大臣のいずれかに、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。

（実施状況の報告）

第四十八条　認定新事業活動実施者又は認定事業者は、認定新事業活動計画又は認定計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、認定新事業活動実施者については様式第四十七により、認定事業者については様式第四十八により、主務大臣に報告をしなければならない。

2　前項の報告を受けた主務大臣（認定新事業活動計画に係るものに限る。）は、遅滞なく、当該報告を法第九条第五項の規定による同意をした他の関係行政機関の長に送付するものとする。